

令和7年度 広島市子育て世帯住替え促進 リフォーム費補助事業

～住宅団地への住替えを支援します！～



【フラット35】地域連携型
と連携しています。
詳しくは、住宅金融支援機構の
フラット35HPをご確認ください。

【フラット35】
の借入金利から
年 0.25%



住宅団地において一定期間空き家となっている住宅を活用し、
子育て世帯の住替えを促進するため、空き家のリフォーム費の
一部を補助します。

【募集期間】

令和7年5月15日(木)～令和7年12月26日(金)まで

※予算の範囲内で先着順

事業の概要

小学生以下の子（出産予定を含む。）がいる子育て世帯に賃貸するために所有者が空き家をリフォームする、または、空き家に入居する子育て世帯がリフォームする場合に、リフォーム費用の一部を補助します。

※補助対象となる空き家は、「空き家活用計画書」に記載されている住宅に限ります。

なお、補助対象であるかは、広島市ホームページの「補助対象住宅問い合わせフォーム」又は、下記申請方法等の【申請・問合せ先】にお問い合わせください。

※「空き家活用計画書」とは、住宅団地の町内会等の自治組織が作成する、住宅団地における空き家活用の目的や空き家の情報等について記載したものをいいます。

1. 所有者がリフォームする場合



リフォームした住宅を**賃借**し、住み替える

2. 入居者がリフォームする場合



リフォーム前の住宅を**賃借**又は**取得**し、入居する者がリフォームして住み替える

補助内容

- ① 補助額：補助対象経費の2分の1（上限額50万円）
- ② 補助対象経費：補助対象工事の費用（工事費用の合計が20万円以上のものに限る。）
- ③ 補助対象工事： 空き家を活用するためのリフォーム工事
(冷暖房器具及び照明器具等の設置工事等を除く。)
例：台所又は浴室等の改修、屋根又は外壁等の外装の改修、壁紙又は床の仕上げ等の内装の改修等

補助対象となる住宅

- ① 住宅団地*内にある戸建て住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）で、居住又は使用されたことがあるものであること。
※事業の対象となっている住宅団地（空き家活用計画書が提出されている住宅団地）の詳細は、広島市ホームページ「住宅団地における住替え促進事業」で確認することができます。
- ② 3ヶ月以上居住されていない住宅であること。
- ③ 空き家活用計画書に記載されている住宅であること。
- ④ 過去にこの事業に基づく補助金の交付を受けていない住宅であること。
- ⑤ 国又は地方公共団体からこの事業に基づく補助金の対象工事と同一の部位に対して補助金の交付を受けていない住宅であること。

補助対象となる方

1. 補助対象となる住宅の所有者（法人を除く。）
補助対象となる住宅を子育て世帯に賃貸しようとする者であること。
2. 補助対象となる住宅の入居者
(賃借人、購入者、受贈者又は相続人)
 - ① 以下の期間に申請を行うこと。

申請者の区分	期間
賃借人	賃貸借契約日から半年以内
購入者	売買契約日から半年以内
受贈者	贈与を受けた日から半年以内
相続人	相続の開始があった日から3年が経過する日の属する年の12月31日まで
 - ② 小学生以下の子ども（出産予定を含む。）がいる世帯の世帯主であること。
 - ③ 補助対象となる住宅に継続して2年以上居住する意思があること。
 - ④ 補助対象となる住宅がある住宅団地における地域活動に参加（町内会・自治会への加入など）する意思があり、活動内容について報告することができる。
 - ⑤ リフォームについて補助対象となる住宅の所有者の同意を書面で得ていること。（申請者が賃借人の場合に限る。）

1及び2共通の要件

- ① 区市町村税を滞納していないこと。
- ② この補助金の交付をこれまでに受けたことがないこと。
- ③ 暴力団員等でないこと（2の場合は世帯構成員全員）。

提出書類

- 1 申込み時 所定の申込書を広島市住宅政策課に持参、郵送、FAXまたは電子メールにより提出、もしくは広島市ホームページの「申込みフォーム」から申請してください。
- 2 申請時 リフォーム工事の契約前に、補助金交付申請書に次の書類を添付して提出してください。

申請者の区分	必要書類
所有者	①～⑦、⑭
賃借人	①～⑪
購入者	①～⑨、⑫
受贈者	①～⑨、⑬
相続人	①～⑨

- ① 登記事項証明書（申請者が購入者又は受贈者で、所有権移転登記が未了の場合には省略可）
- ② 居住者がいない期間を確認することができる書類
- ③ 納税証明書（区市町村税を滞納していない旨の証明書）
- ④ 附近見取図
- ⑤ 補助対象工事の計画図面
- ⑥ 補助対象工事着手前の状況を示す写真並びに当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面
- ⑦ 補助対象工事に要する費用の見積書
- ⑧ 住民票の写し
- ⑨ 母子健康手帳の写し（出産予定者の場合に限る。）
- ⑩ 賃貸借契約書
- ⑪ リフォームに関する所有者の同意書の写し
- ⑫ 売買契約書
- ⑬ 住宅の所有者及び贈与を受けた日が確認できる書類（①を省略する場合に限る。）
- ⑭ 誓約書

広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助事業の流れ

町内会等が「空き家活用計画書」を住宅政策課に提出

